

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備
運営事業者募集事業公募型プロポーザル
方式実施要領に係る仕様書

令和元年 7 月

美濃加茂市健康福祉部こども課

美濃加茂市内で私立の保育園又は認定こども園を設置するため、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル実施要領に関する仕様について定める。

※この要領において使用する用語の意義は、美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領（令和元年美濃加茂市公告第 号）の例による。

- 1 事業名 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業
- 2 無償貸付用地 ※所在地はすべて蜂屋町中蜂屋字大竹

番号	所在地	登記地目	登記地積
1	4 4 6 9 - 1	雑種地	6 4 m ²
2	4 4 6 9 - 2	雑種地	1 4 4 m ²
3	4 4 6 9 - 3	雑種地	1 1 6 m ²
4	4 4 6 9 - 4	雑種地	1 3 9 m ²
5	4 4 6 9 - 5	雑種地	2 0 9 m ²
6	4 4 6 9 - 6	雑種地	9 1 m ²
7	4 4 6 9 - 7	雑種地	1 0 3 m ²
8	4 4 6 9 - 8	雑種地	9 4 m ²
9	4 4 6 9 - 9	雑種地	1 1 5 m ²
1 0	4 4 6 9 - 1 0	雑種地	2 0 8 m ²
1 1	4 4 6 9 - 1 1	雑種地	2 7 9 m ²
1 2	4 4 6 9 - 1 2	雑種地	3 3 3 m ²
1 3	4 4 6 9 - 1 3	雑種地	7 6 m ²
1 4	4 4 7 4	宅地	2, 3 3 2. 3 4 m ²
	(1 4 筆)	計	4, 3 0 3. 3 4 m ²

※用地の場所については、別添「資料」を確認すること。

- 3 目的 現在の蜂屋保育園は昭和56年に建設され、40年近くが経過しており、老朽化が著しいため早い時期に建替えを行う必要がある。また、全国的に保育士不足が顕著であり、美濃加茂市も例外ではなく、慢性的な保育士不足が続いている。
そこで、市が所有する土地（公有地）を無償で貸し付け認可保育施設（保育所又は認定こども園）を整備、運営する民間事業者（整備運営事業者）を募集することを目的とするものである。

4 無償貸付の条件①・・・保育法人に関すること。

- ・社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。

無償貸付の条件②・・・参加事業者の資産に関すること。

- ・新保育園の1か月分以上の現金又は預金等を有していること。(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)に規定する給付費により求められる1か月分以上の金額をいう。)

無償貸付の条件③・・・現保育園等の利用児童に関すること。

- ・令和4年4月の新保育園開園において、現保育園、古井第一保育園及び古井第二保育園の利用児童の保護者が、新保育園での保育を希望する場合には、当該利用児童を優先的に引き継ぐこと。

無償貸付の条件④・・・土地に関すること。

- ・土地については、無償で貸し付けることを前提とする。

無償貸付の条件⑤・・・保育事業等に関すること。

- ・美濃加茂市の子ども・子育て支援行政を理解し、保護者の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等を実施すること。

①0歳児から5歳児までの保育を実施し、認可定員180名以上(3歳未満児30名以上、3歳以上児150名以上)の保育事業

②早朝保育(午前7時30分から)・延長保育(午後6時30分まで)

③土曜日の全日保育

④一時預かり事業(参照:美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例)

⑤地域の未就園児及び保護者、地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与など地域の子育て支援、コミュニティー活動又は災害時における避難所に係る事業

⑥自園調理(ただし、委託によることも可とする。)

- ・職員の配置は、次によること。

①新保育園の施設長は、児童福祉施設等において主任保育士又はこれに相当する職以上として3年以上の勤務実績を有すること。

②保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3

年以上の者が保育士の総数の概ね3分の1以上含まれていること。

無償貸付の条件⑥・・・開発等に関すること。

- ・保育園又はこども園の建設に当たっては、法令等の規制を、借受事業者で確認し、遵守すること。

無償貸付の条件⑦・・・建築物等に関すること。

- ・現保育園は、新保育園が開園して以降に除却するものとする。この除却については、市が行うものとする。ただし、工作物及び樹木等については、処分前に市と相談の上、残すことができる。この場合において、当該工作物及び樹木等は、無償譲渡を原則とする。
- ・新保育園で使用する消耗品等は、借受事業者が調達すること。
- ・新保育園施設の維持、修繕、工事等については、借受事業者の費用で行うこと。なお、施設整備に関する補助金については、参加事業者において国、県及び市の補助要綱等を確認すること。
- ・無償貸付契約を解除することとなった場合は、原則として新保育園及びそれに付帯する施設等を除却し貸付前の状況に戻すこと。ただし、市と協議の上、市が認めた場合はこの限りでない。

無償貸付の条件⑧・・・保育業務に関すること。

- ・無償貸付契約の締結から新保育園が開園するまでの間、現保育園が通常通りの保育を継続することに協力すること。
- ・現駐車場は、無償貸付契約後も現保育園における行事、児童の送迎等で必要な場合は、駐車場として利用することができる。なお、新保育園の建設等をやむを得ず利用することができない場合は、事前に市へ相談をすること。

無償貸付の条件⑨・・・契約に関すること。

- ・借受事業者が保育業務を継続する意思を喪失、又は岐阜県の指導監査等での指摘事項を是正しようとしなない場合は、1年以上の期間を設けて通知をしたうえで契約を解除することができる。
- ・借受事業者が保育業務を継続することが困難であると判断した場合は、少なくとも1年前には市と協議を始めること。

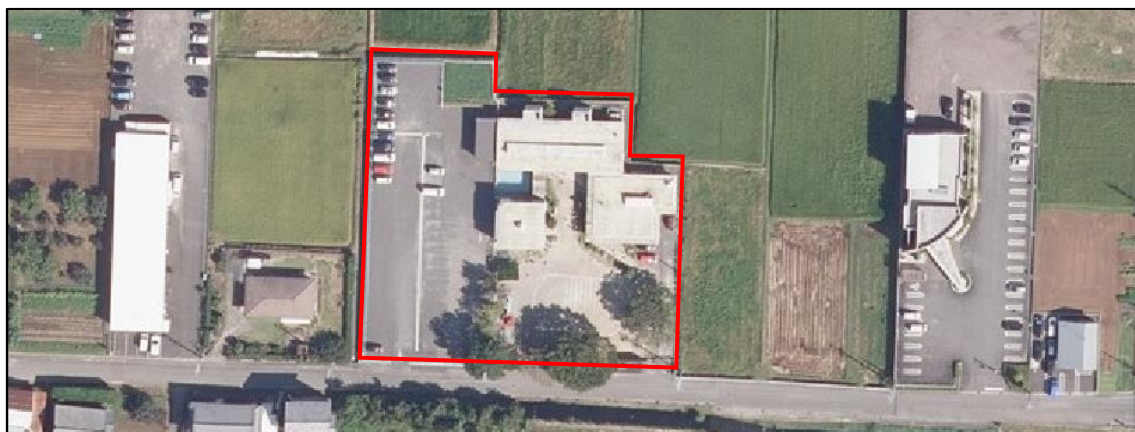
無償貸付の条件⑩・・・上記以外に関すること。

- ・保護者及び地元への説明会等において、事業の概要等の説明を行うこと。

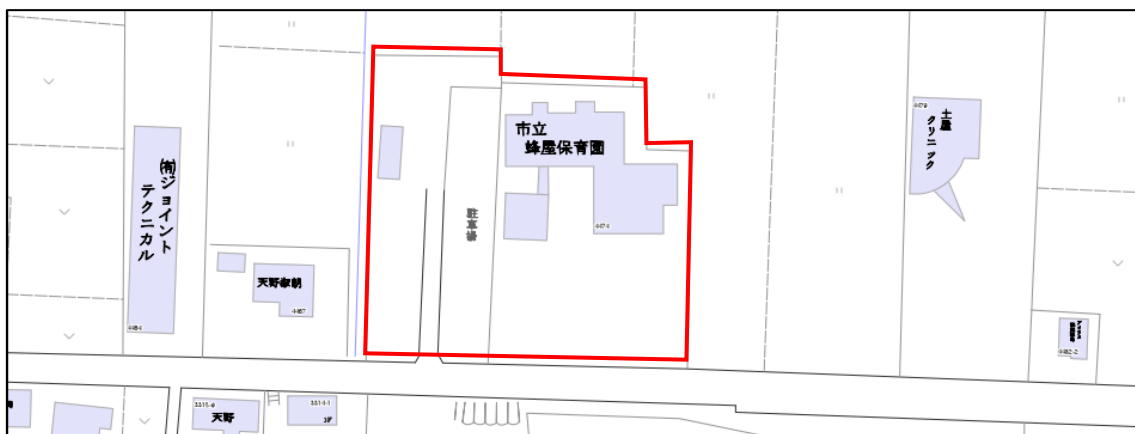
5 無償貸付の期間等

- ・貸付の期間は、無償貸付契約を締結した日から令和15年3月31日までとし、それ以降は市と借受事業者が協議し合意をすれば延長することができる。なお、延長の申し入れは、市又は借受事業者のいずれかが、契約終了日の1年前までに行うこととする。
- ・岐阜県の指導監査等で著しく保育業務の継続に問題となる指摘事項があり、改善されない場合は、延長に際し考慮するものとする。

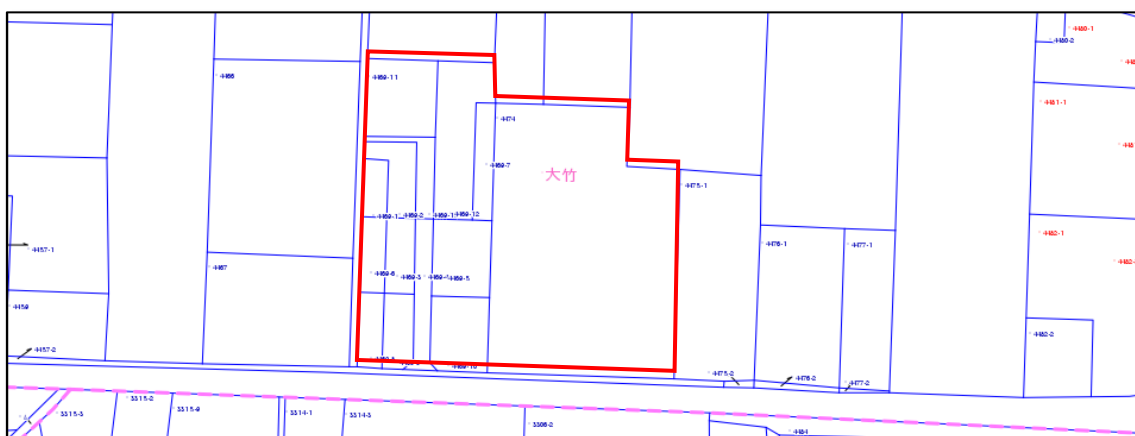
無償貸付用地【航空写真】



無償貸付用地【住宅地図】



無償貸付用地【地番図】※詳細は資料参照



現保育園の現状

児童	1歳児から5歳児
保育時間	短時間認定児童 8時30分から16時30分まで
	標準認定児童 7時30分から18時30分まで
保育日	月曜日～金曜日・土曜日（ただし、古井第一保育園で実施）
休業日	日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料 支給認定を受けた市に対し、その市が定める利用料（保育料）を支払う。 ・保育用品（2歳未満児） 1,500円程度 出席ノート、連絡帳、名札、コップ、カラー帽子 ・保育用品（2歳以上児） 2,000円程度 上記のほか、のり、はさみ、粘土、クレパス等 ・園児服 3,200円（1着） ・体操服 2600円（上下） ・災害共済給付金掛金 240円 保護者負担分 ・保護者会費 300円（月額） ・主食代（3歳以上児） 500円（月額）

児童の推移 ※各年4月1日基準（単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1歳児	0	7	3	8	10	6
2歳児	9	8	11	10	8	12
3歳児	24	26	27	23	23	19
4歳児	28	24	27	28	26	26
5歳児	30	29	24	26	28	26
合計	91	94	92	95	95	89

蜂屋保育園付近公図
別紙資料参照